

第 6 章 災害復旧・復興対策計画

第1節 生活の再建支援等

第1 被災者等の生活再建の支援

市担当部	救援部、支所部、財務部、福祉部、消防部、建設部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、社会福祉協議会、公共職業安定所

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

福祉部は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 罹災証明書の交付

(1) 被災した家屋の調査

財務部は、家屋の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、罹災証明書を交付するために、申請のあった全家屋を対象に被害認定調査を行う。調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき行い、被害の程度を全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊等の区分により判定する。

火災により焼失した家屋等については、消防部等が消防法に基づき行う火災調査により被害の状況を把握する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努める。

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するよう努める。

■家屋の被害認定調査

一次調査：目視による外観調査により、全壊、それ以外を判定する。

二次調査：建物内への立入調査により、大規模半壊、半壊、一部損壊等を判定する。

三次調査：二次調査結果に対する不服申し立てにより再調査を行う。

(2) 罹災証明書の交付

家屋の被害認定調査の結果は、被災者台帳に記録され、財務部資産税課及び各支所税務課窓口において、罹災証明書を交付する。

2 被災者台帳の作成

(1) 災害対策本部は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要す

る事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- (2) 総務部は、被災者に関する情報の提供について、必要に応じて県に対し協力を要請する。
- (3) 福祉部は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

3 災害弔慰金の支給等

福祉部は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

また、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県等への申請書送付に関する業務の実施体制の整備を図るものとする。

福祉部及び社会福祉協議会は、法令等に基づき次の支援を行う。

(1) 災害弔慰金

「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある市民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 群馬県（小規模）災害見舞金

災害弔慰金、災害見舞金の対象者以外の被災者に災害見舞金を支給する。

(5) 高崎市災害見舞金・災害弔慰金

「高崎市災害救助及び災害見舞金等支給条例」に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の対象外で、住家に被害を受けた者及び身体に負傷を受けた者に対し災害見舞金、災害により死亡した者に災害弔慰金を支給する。

(6) 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金を支給する。

なお、被災者生活再建支援法の対象とならない場合には、群馬県と協議し、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度により生活再建支援を実施する。

(7) 生活福祉資金（災害援護資金）

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。なお、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

4 税の徴収猶予及び減免等

財務部は、被災者の納付すべき市税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講じるものとする。

5 雇用の確保

公共職業安定所は、災害により離職や休業を余儀なくされた者に対し、雇用保険法に基づく手当を支給する。また、離職者に対し就労支援等を行う。

6 住宅の再建支援

建設部は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、住宅金融支援機構や群馬県マイホーム建設資金利子補給制度等の利用を促進する。

また、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

なお、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、移転を推奨する。

7 復興過程における仮設住宅の提供

建設部は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

8 支援措置の広報等

総務部は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供する。

※資料編 1－9 高崎市災害救助及び災害見舞金等支給条例

※資料編 1－10 高崎市災害見舞金等支給規則

※資料編 1－11 高崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

※資料編 5－2 被害認定基準

第2 中小企業者・農林事業者の再建支援

市担当部	商工観光部、農政部
関係機関	県

1 中小企業の被災状況の把握

商工観光部は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

2 中小企業に対する低利融資等

商工観光部は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知する。

- ① 経営サポート資金
- ② 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- ③ 政府系金融機関による貸付条件の優遇

3 農林業者に対する助成・低利融資等

農政部は県と連携して、農林業者の災害復旧を支援するための助成、貸付け及び利子補給等を行い、又はこれらの制度について周知する。

- ① 群馬県農漁業災害対策特別措置条例による助成
- ② 農業協同組合及び農業協同組合連合会の融資等
- ③ 日本政策金融公庫による貸付

4 地場産業・商店街への配慮等

商工観光部は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講じる。

第3 復旧事業の推進

市担当部	各部
関係機関	各機関、公共施設の管理者

1 被災施設の復旧等

- (1) 市（復旧事業を行う各部）及び関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、適正かつ円滑・迅速に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 市（復旧事業を行う各部）及び関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 建設部は、県道及び市道について、県又は市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事を国（国土交通省）が県知事又は市長に代わって行うことが適当であると認められるときは、県知事又は市長に代わって災害復旧工事を行うことができる権限代行制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。
- (4) 建設部は、市長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が市長に代わって行うことが適当と認められるときは、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。
- (5) 建設部は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県又は市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を国が県知事又は市長に代わって行うことが適当と認められるものは、県知事又は市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。
- (6) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う
- (7) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。
- (8) 警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

- (1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

復旧事業を実施する各部は、災害廃棄物の処分方法を確認するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担する

などして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

復旧事業を実施する各部は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努める。

(3) 環境への配慮

復旧事業を実施する各部は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

(4) 広域応援

総務部は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

3 公共施設の復旧

(1) 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来的な災害に備える。

(2) 早期復旧の確保

ア 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努める。

イ 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

(3) 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおり。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症予防法
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑨ 下水道法
- ⑩ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- ⑪ 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

4 激甚災害の早期指定の確保

総務部は、市長の指示により、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

第2節 災害復興推進体制

第1 災害復興体制

市担当部	総務部、各部
関係機関	国、県

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図る。

2 基本方針の決定

総務部は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

3 住民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国、県の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

4 国等に対する協力の要請

総務部は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術派遣制度を活用するものとする。

第2 災害復興計画の策定

市担当部	総務部
関係機関	

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成する。

市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害からの復興に関する法律を活用する場合には、国の復興基本方針等に即した復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復

興計画に障害者、高齢者等の要配慮者など多様な意見を反映するよう努める。

第3 災害復興事業の推進

市担当部	都市整備部、建設部、各施設所管部
関係機関	市民、各事業者

1 防災まちづくりの実施

- (1) 都市整備部、建設部等は、必要に応じ、再度災害の防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

防災まちづくりに当たっては、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、理解を求める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

- (2) 既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (3) 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等についても目標とするものとする。
- (4) ライフラインの共同受入施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮し各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら進める。

2 被災市街地復興特別措置法等の活用

都市整備部、建設部等は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の整備を図る。

3 事業の迅速、円滑化の促進

- (1) 都市整備部、建設部等は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、施策情報の提供等を市民に対し行う。
- (2) 都市整備部、建設部等は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業を実施するに当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施する。必要な場合には、復興計画を考慮した上で傾斜的、戦略的に実施する。